資料４

保育の必要性の認定について

（H26.1.24 国説明会資料より抜粋）

１　概要について

○　子ども･子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。（法第19条）

【参考】認定区分
１９条第１項第１号に該当する場合：教育標準時間認定
１９条第１項第２号に該当する場合：満３歳以上・保育認定
１９条第１項第３号に該当する場合：満３歳未満・保育認定

○　保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の３点について、認定基準を策定する。

「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

２　保育の必要性の認定に係る論点について

（１）「事由」について【対応方針】

①同居親族等による保育

○　保護者本人の事由により判断することを基本とする。

○　その上で、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき、優先度上の取扱いを考慮することを可能とする。また、その際、高齢や要介護など同居親族の心身の状況も合わせて考慮することも可能とする。

②就労及び就労以外の事由

○　各市町村における取扱いの平準化等を考慮して、フルタイム就労のほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とし、就労以外の事由として「保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等」を対象とする。

○　「児童虐待のおそれのあるケース」「ＤＶ（配偶者に対する暴力）のおそれのあるケース」といった児童を取り巻く環境等に着目し、保育の必要性が認められるケースについても、事由として追加する。

○　障害児については、認定こども園、幼稚園、保育所等による保育･教育の提供体制の確保を進める。

③その他

○　現行制度における取扱いを踏まえ､保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所に入所していた子どもについては、

・　次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合

・　保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合

など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続入所を可能とすることする。

現行：「保育に欠ける」事由 （児童福祉法施行令27条）	新制度：「保育の必要性」の事由
以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること ①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥その他	以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居親族の介護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やＤＶのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 ⑩その他

（２）「区分」「保育必要量」について【対応方針】

①概要

○　保育認定については、「長時間」（主にフルタイム就労を想定）及び短時間（主にパートタイム就労を想定）の２区分の保育量を設ける。

○　教育標準時間認定に関しては区分は設けない。

②保育標準時間、保育短時間の区分

○　両親もフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間（利用）」、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間（利用）」の２区分とする。

○　「保育標準時間」の就労時間の下限は、１週当たり３０時間程度とすることを基本とする。

○　「保育短時間」の就労時間の下限は、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、１ヶ月４８時間以上６４時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

○　就労以外の事由についても、例えば、親族の介護・看護においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。

○　ただし、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やＤＶのおそれがあること」のような事由については、特段、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とすることとする。

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	１区分	２区分 ※保育標準時間・保育短時間
保 育 料	応能負担	応能負担 ※保育標準時間　○円／月 保育短時間　○円×一定割合／月
利用定員	一律	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能

（３）「優先利用」について【対応方針】

○　「優先利用」の対象として考えられる事例について例示をすると以下の通り。
それぞれの事項については、適用される子ども･保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。

①ひとり親家庭
②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
④虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
⑤子どもが障害を有する場合
⑥育児休業明け
⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
⑨その他市町村が定める事由

（４）認定方法について

○　法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する場合には､現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設（幼稚園、認定こども園）を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とする。

（５）認定期間

○　教育標準時間の場合は、有効期間は３年間（小学校就学前まで）を基本とする。

○　保育認定の有効期間は３年間を基本（満３歳以上：保育認定は小学校就学前まで。満３歳未満：保育認定は満３歳の誕生日まで）とする。
ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとする。

○　現行、運用にバラツキが見られる「求職活動」の取扱いについては、雇用保険制度に基づく失業等給付の給付日数が９０日をベースとしていることを踏まえ､検討する。

○　現況届は、事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、１年に１回を基本に求めることとする。